

(小売物価統計調査)

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

小売物価統計調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「調査対象の範囲」及び「使用する統計基準等」を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 調査対象の範囲の変更（選定基準に基づく調査品目の変更等、品目の名称整理（「上位品目」の区分廃止））
- (2) 使用する統計基準等の記載の変更（季節調整プログラムの更新に伴う記載の変更）

(1) 調査対象の範囲の変更

ア 選定基準に基づく調査品目の変更等

(変更内容)

- ① 「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」に基づき、本調査（動向編）の調査品目の一部を廃止
 - ② POS情報を活用することに伴い、本調査（動向編）の調査品目の一部を廃止
 - ③ 家計調査の収支項目分類等を踏まえ、本調査（動向編）の調査品目の一部を名称変更
 - ④ 「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」に基づき、本調査（構造編）の調査品目の一部を廃止
- (①、②及び④は令和9年1月調査から、③は令和8年1月調査から適用)

(審査状況)

(ア) 本調査は、毎月実施する「動向編」と、奇数月に実施する「構造編」によって構成されており、主に動向編においては消費者物価指数等の作成を、構造編においては動向編の結果と併せて都道府県別の物価水準の差を把握する消費者物価地域差指数の作成を、それぞれ行っている。

また、消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は令和7年（2025年）を基準年として行うことを計画している。なお、消費者物価指数は、調査計画上、本調査の集計事項の1つとして位置づけられている。

本調査では、消費者物価指数の基準改定に合わせて、「小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準」（以下「選定基準（動向編）」という。）及び「小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準」（以下「選定基準（構造編）」という。）^(注1)に基づき、調査品目の追加、廃止等の変更を実施しており^(注2)、今般、次期基準改定に合わせて調査品目の

変更を以下のとおり行う計画である。

- (注1) 統計委員会答申（平成27年9月17日付け府統委第38号）により了承されたもの。
 選定基準（動向編）においては、次の基準 i～iii により判断し、原則、全ての基準に該当する品目を調査品目として選定することとしている。
 i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
 ii) 消費者物価指数における中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
 iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- (注2) 本調査（動向編）の調査品目の追加については、次期基準価格の設定準備を行うため、先行して令和6年度に軽微変更により承認しており（令和6年7月18日付総政審第318号）、令和7年1月から調査を開始している。追加された調査品目（17品目）は以下のとおり。

塩さば	たこ焼き	プロテインパウダー	制汗剤	資格試験
パイナップル	ミートボール	ヘルメット	カーリース	
香辛料	炭酸水	ヘッドホン・イヤホン	通信教育	
グミ	ゼリー飲料	ヘアドライヤー	ペット保険料	

- ① 選定基準（動向編）に基づき、本調査（動向編）の調査品目から次の10品目を廃止

煮干し	はくさい漬
女性用帯	ネクタイ
女性用ストッキング	ビデオソフトレンタル料
青汁	サッカー観覧料
振込手数料	ビール風アルコール飲料

- ② POS情報を活用することにより、本調査（動向編）の調査品目から次の2品目を廃止

プリンタ用インク	メモリーカード
----------	---------

(注) POS情報を活用する品目は、統計調査としては情報収集しなくなるため、本調査の調査品目からは除外される（これまでも、テレビ、カメラ、パソコン、プリンタ等について、POS情報を活用して収集している。）。

- ③ 家計調査の収支項目分類等を踏まえ、本調査（動向編）の調査品目の名称を変更（33品目）

「運動靴」→「大人用運動靴」、「宅配水」→「ミネラルウォーター（配達）」等

- ④ 選定基準（構造編）に基づき、上記①の調査品目の廃止に伴って、本調査（構造編）の調査品目から「ビール風アルコール飲料」を廃止

(イ) これらのうち、①、③及び④の変更内容の妥当性を審査するに当たっては、まずは本調査の調査品目と、家計調査の収支項目分類及び消費者物価指数の品目との関係性について整理するとともに、調査品目の廃止（追加）に際しどのようなプロセスを経て判断がなされているか確認する必要がある。また、前回答申時の今後の課題（後記2（2））において、品目の定義の基本的な考え方について検討することが求められている。これ

について調査実施者は、「本調査の実施可能性や消費者物価指数に及ぼす影響等を踏まえて検討し、消費者物価指数は家計調査の結果の実質化に活用されていることなどから、調査品目も家計調査の収支項目分類と整合をとる必要があると整理し、一部の調査品目を変更する予定」等としていることから、消費者物価指数等の統計精度の更なる向上を目指す観点から、品目の定義の基本的な考え方等について、その検討内容を確認する必要がある。

(ウ) また、①及び④については、消費者物価指数の基準改定に合わせて、選定基準（動向編）及び選定基準（構造編）に定められた基準を満たさなくなったと判断されたため廃止するものであるが、これについては、当該選定基準に基づいて適切に判断されているか確認する必要がある。

(エ) さらに、②については、統計委員会諮問第 142 号の答申（令和 2 年 9 月 9 日付け統計委第 14 号。以下「令和 2 年答申」という。）における「今後の課題」や、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定。以下「第Ⅳ期基本計画」という。）において、消費者物価指数における P O S 情報等の活用拡大についての検討が求められていることを踏まえた対応であり、おおむね適当であると考ええる。

一方、令和 2 年答申等でも指摘されているとおり、P O S 情報等の活用拡大については、今後も引き続き検討が求められることから、今後の P O S 情報等の活用の方向性について確認する必要がある。

(オ) また、③については、家計調査の収支項目分類等との整合性を考慮し、調査品目の名称を変更するものであり、おおむね適当であると考ええるが、統計利用者の利活用に支障がないか確認する必要がある。

（論点）

a 本調査における調査品目及び銘柄、消費者物価指数の品目は、それぞれ統計目的、報告者負担、調査員の把握可能性及び国際分類等の関係でこういった観点が求められるものか。

b これらの調査品目等について、本計画策定に至るまで、どのようなプロセス・スケジュールで決定され、調査品目等の相互間の対応関係はどのようになっているのか。それぞれの調査計画等との関係についても説明いただきたい。なお、家計調査の収支項目分類との対応関係については、本調査の調査品目は家計調査の収支項目分類と整合をとる必要があるとしているところ、調査品目によっては、家計調査の収支項目分類よりも細かい概念で設定されているものや、その反対に、家計調査の収支項目分類よりも大きな概念で設定されているものも見られる。このような調査品目設定の考え方についても説明いただきたい。

c 動向編における調査品目の追加及び廃止に当たっては、選定基準（動向編）の i ～ iii の掲げる基準に基づき判断することとされているところ、基準 i ～ iii への該当性を判断するに当たり、どのような分析や各種情報の収集などの取組を行った上で、検討しているのか。追加及び廃止それぞれについて具体例を用いて、次の点も含めて説明いただき

たい。

- ・ 家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行っているとのことであるが、特別集計を行う際の設定に関する検討内容
- ・ 選定基準における「「ii」消費者物価指数の中分類指数（※）の精度の向上及び代表性の確保に資する品目」の検討内容

※ 消費者物価指数は、品目別指数、中分類指数、10大費目指数等が公表されている

- d POS情報等を活用する調査品目については、どのような検討を行い、最終的に今回、活用する調査品目を選定したのか。その際、どういった考え方により、POS情報等を用いない他の調査品目と区別して活用の可否を検討、判断しているか。実際にPOS情報を活用して問題は生じないか。
- e POS情報等の活用について、消費者物価指数の精度向上、代表性の確保等に寄与する観点から、特に同一の調査品目においても価格の変動が多様な銘柄が含まれるもの等を中心に、さらに調査品目を拡大する余地はないか。
- f 名称を変更する調査品目はどのような基準で選定されているのか。調査品目の名称を変更することにより、調査の実施や利活用で影響は生じるか。

イ 品目の名称整理

（変更内容）

- ① 調査計画において、家計調査の収支項目分類に準じて財・サービス群を設定、表記する「上位品目」の区分を廃止（より詳細な「調査品目」の区分は存置）
- ② 品目の名称整理に伴い、調査期日における「上位品目」の名称に係る記載を変更（令和8年1月調査から適用）

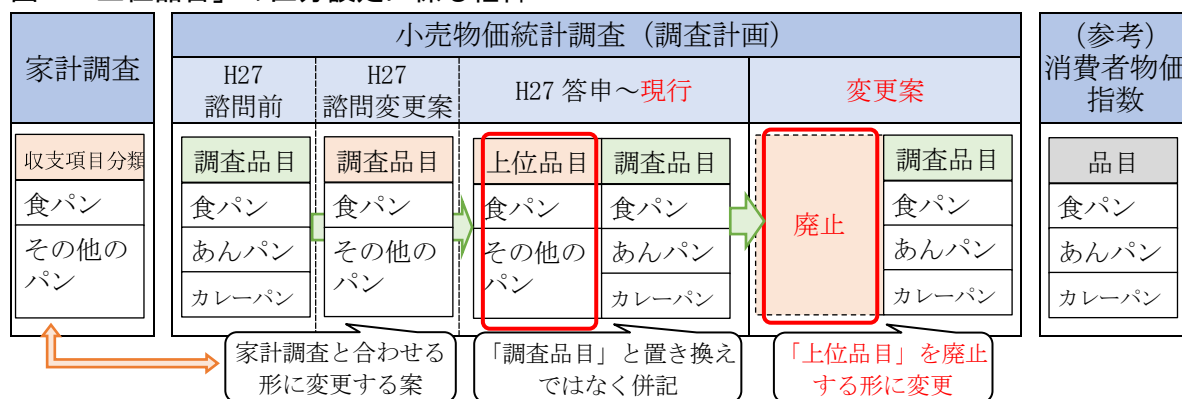
（審査状況）

- （ア） 本調査の調査計画は、報告を求めるために用いる方法等を調査品目別に定めており、調査品目の一覧表が、調査計画の別表1として添付されている。現在、別表1の一覧表は、調査品目を統合した「上位品目」と「調査品目」の2つの階層で構成しているが、今回の申請では、このうち、「上位品目」の区分を廃止することを計画している。
- （イ） 「上位品目」の区分を導入した経緯は、以下のとおりである。
 - ・ 平成27年度に、調査計画上、家計調査との対応関係を明確化して家計消費全体の網羅状況を示すこと等を目的として、別表1の「調査品目」の区分を大括りにする形で調査計画の変更案が申請された。
 - ・ これについてサービス統計・企業統計部会において審議した結果、調査品目の記載が抽象化することにより、実際の調査品目が不明確となり利用者の利便性が低下すること、調査品目変更の適切性を事前確認する手続の機会を確保する必要があることから、変更

案として申請された大括りにした区分を「上位品目」、従前の区分を「調査品目」とし、両方を併記する形で調査計画に記載する必要がある旨、指摘された。

- これを踏まえ、統計委員会では、諮問第 80 号の答申（平成 27 年 9 月 17 日付け府統委第 83 号。以下「平成 27 年答申」という。）において、上記の指摘のとおり、調査計画を変更する必要がある旨、指摘されたことを踏まえ、現行の形となった。
- (ウ) これについては、現状においては、実際の調査や調査結果の公表については「調査品目」を使用することで支障がなく「上位品目」の区分を使用する機会がないことから、あえて調査計画に記載しておく必要性に乏しいため、調査計画における当該区分の記載を廃止することとしている（併せて、選定基準（動向編）における上位区分に係る記述も削除することとしている。）。
- (エ) なお、総務省は、家計調査の収支項目分類及び消費者物価指数の品目の対応関係については、引き続き整理、公表するとしている。

図 「上位品目」の区分設定に係る経緯



- (オ) また、当該見直しに伴い、報告を求める基準となる期日（以下「調査期日」という。）において「上位品目」の名称を用いていた箇所があったことから、表 1 のとおり、記載を変更する計画である。

表 1 調査期日に係る記載の変更内容

現行計画	変更案
ただし、 <u>遊園地入場・乗物代</u> については、毎月の 12 日を含む週の日曜日。	ただし、 <u>テーマパーク入場料</u> については、毎月の 12 日を含む週の日曜日。

- (カ) これについては、調査計画において、調査方法等を的確に定めるには「調査品目」の区分が存置されていけば問題ないこと、「上位品目」の区分自体は実際の調査等では使用されていないこと、家計調査の収支項目分類及び消費者物価指数の品目の対応関係は引き続き整理、公表されることから、調査の実施に支障が生じるものではないと見込まれるため、特に問題ないものとする。

(論点)
特になし

(2) 使用する統計基準等の記載の変更

(変更内容)

季節調整プログラムを更新することに伴い、調査計画の記載を「X-12-ARIMA」から「X-13ARIMA-SEATS」に変更（季節調整の設定自体は従前と変更がないため、結果の数値への影響はなし）
(令和8年1月調査から適用)

(審査状況)

ア 消費者物価指数の作成における季節調整プログラムについて、従前、X-12-ARIMA を使用しているところ、米国センサス局による提供が既に終了していることに伴い、最新の X-13ARIMA-SEATS^(注) に切り替えるため、表2のとおり、調査計画上の「使用する統計基準等」に係る記載を変更する計画である。

(注) 「X-13ARIMA-SEATS」は、「X-12-ARIMA」の後継として、平成24年に米国センサス局から公開された季節調整プログラムであり、従来の X-12-ARIMA と同様の季節調整 (X11 コマンド) に加え、スペイン銀行により開発された SEATS による季節調整 (seats コマンド) を追加したもの。なお、今回の変更については、引き続き X11 コマンドによる季節調整を行うものであり、従前の X-12-ARIMA 使用時と方法は変わらないため、結果数値への影響は生じない。

表2 使用する統計基準等に係る記載の変更内容

現行計画	変更案
また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、 <u>X-12-ARIMA</u> により季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。	また、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」に準拠し、 <u>X-13ARIMA-SEATS</u> により季節調整を行うとともに、季節調整法の運用に関する情報等をホームページで公表する。

イ これについては、調査計画の記載を、季節調整プログラムの提供の実態に合わせて変更するものであることから、適当であると考えるが、具体的な手法について念のため確認する必要がある。

(論点)

- 今回の調査計画の変更を行っても、季節調整の設定自体は従前と変更がないため、結果数値への影響は生じないとされているが、具体的にどのような手法により、季節調整を行うことを計画しているのか。

2 令和2年答申における「今後の課題」への対応状況

本調査については、令和2年答申において、以下の検討課題が指摘されている。

(1) POS情報等を活用する品目の拡大の検討

小売物価統計調査（動向編）の調査品目について、消費者物価指数の精度向上等に調査のリソースを集中させるためにも、POS情報等を活用する品目を拡大できないか、引き続き研究すること。

(審査状況)

本課題については、前記1（1）ア②に係る審議の中で確認することとしたい。

(2) 選定基準における品目の定義の検討等

品目の定義は、選定基準に大きな影響を及ぼすことから、統計精度の更なる向上を目指すためにも、調査の実施可能性を勘案しつつ、その基本的な考え方を含め継続的に検討すること。

また、小売物価統計調査（動向編）の調査品目の選定に当たっては、家計調査を補完する参考情報として業界統計やサービス利用者に対するアンケート調査結果等を一層活用すること。

さらに、近年増加しつつあるダイナミック・プライシング（変動料金制）等、デジタル化の進展に伴い変化する価格への対応についても継続して研究を進めること。

(審査状況)

ア 本課題のうち、品目の定義及び調査品目の選定については、前記1（1）ア①に係る審議の中で確認することとしたい。

イ また、動向編における調査品目の設定に当たっての参考情報の活用については、一定程度、取組が進展しているものとするが、具体的な取組状況を確認する必要がある。

ウ さらに、デジタル化の進展に伴う近年の価格設定状況への対応に係る研究については、総務省は、多様化する価格を的確に把握するため、料金体系の変更等に関する情報収集を常時進めており、特に、鉄道運賃のように時期によって料金体系が変動する調査品目について、料金体系に変更が生じた場合は、必要に応じて消費者物価指数におけるモデル品目の計算方法を変更するなどしている。また、令和6年度においては、新たにダイナミック・プライシングに関する調査研究を実施している等、一定程度、取組が進展しているものとするが、今後の取組内容について確認する必要がある。

(論点)

- ・ 多様化する価格を的確に捉えるための情報収集として、どのようなものを行っているのか。また、令和6年度に実施した調査研究の結果はどのようなになっているか。

(3) 構造編の在り方の検討

小売物価統計調査（構造編）は、現行の消費者物価地域差指数の利活用状況を踏まえつ

つ、その在り方について継続的に検討すること。

(審査状況)

ア 本調査の構造編は、地域間における価格水準差の把握を目的として、動向編における調査品目のうち、消費者が専ら居住地域で購入すると考えられる品目や、直近の動向編及び構造編の結果において、地域間価格差が大きい品目を調査対象としている。

イ 本課題については、リソースの集中化という観点から、小規模な地域まで網羅した消費者物価地域差指数の作成の必要性等、その在り方について長期的な検討を行う重要性が提起されたものである。

(注) なお、構造編については、平成 24 年度に全国物価統計調査を中止したことに伴い、本調査の一部として創設したものであり、創設前に本調査で従前実施していた調査を動向編として区別した。構造編の創設前においては、現行の動向編に当たる調査の結果を用いて都道府県庁所在市別の地域差指数を作成していたが、構造編の創設以後においては、人口カバー率を充実させて都道府県別の地域差指数を作成する現行の形としている。

ウ これに対し、総務省は、現時点における利活用の実態として、消費者物価地域差指数は、社会保険料等の算定に用いる厚生労働大臣が定める現物給与価額の算定に利用されている状況であることから、現行の調査、集計方法を継続する必要があるとしている。

エ これについては、現時点において利用実績があることから、当面は現行の調査を継続する必要性は認められるものの、長期的な見直しの可能性について確認する必要がある。

(論点)

- ・ 構造編について、統計リソースの集中化という観点から、構造編に代替し得る情報の利用等、将来的な見直しの余地はあるか。

(4) 特売価格の実施状況の把握

特売価格の把握については、消費者の購買行動の変化及び統計利用者のニーズを踏まえつつ、その手法について検討中であるが、引き続き検討すること。

(審査状況)

ア 本課題については、従前、全国物価統計調査により特売価格等を把握していたところ、同調査が中止されたことから、統計委員会諮問第 41 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 4 号）において、本調査において特売価格を把握する必要性や技術的可能性を検討するよう「今後の課題」として指摘されたものである。

これについて、総務省は、企業・店舗によって価格設定が多岐にわたり、調査員調査により安定的かつ継続的な把握は困難であると説明し、一定の理解は得られたものの、統計利用者ニーズを踏まえつつ、引き続き把握方法を検討するよう、平成 27 年答申においても「今後の課題」として指摘され、令和 2 年答申においても継続して課題とされたところである。

イ その後、総務省は、POS情報を活用した通常価格との差や特売の実施頻度等の研究について、引き続き学識経験者と共同で進めており、直近では、令和6年度に共同研究会合を開催するなど、研究を継続している。

ウ これについては、POS情報の活用等による特売価格の把握手法等を継続的に研究しているため、おおむね適当であると考えるが、具体的な研究状況や将来的な活用への検討状況について確認する必要がある。

(論点)

- ・ 近年の共同研究においては、具体的にどのような研究を行っているか。また、本調査において、これまでの共同研究の成果をどのように活用していくことを検討しているか。

3 第Ⅳ期基本計画への対応状況

第Ⅳ期基本計画においては、表3のとおり、本調査に関する検討課題が掲げられている。

表3 第Ⅳ期基本計画における課題

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮	POSデータ(消費者物価指数、商業動態統計調査等)、ウェブスクレイピングデータ(消費者物価指数等)及び人工衛星データ(作物統計調査、SDGグローバル指標等)等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。

(審査状況)

ア このうち、「消費者物価指数の精度向上に係る検討」について総務省は、民営家賃や帰属家賃に係る精度向上に向けて、消費者物価指数の基準改定に合わせた家賃関数の推計に用いる説明変数の見直し等を行うほか、令和7年度に有識者や民間企業と連携したタスクフォースを立ち上げ、家賃データの活用に係る専門的事項について課題の整理等を行う予定としている等、対応を継続していることから、今後どのような検討を行うのか確認する必要がある。

イ また、「POS 情報等の活用対象の拡大等の検討」については、前記 1（1）ア②に係る審議の中で確認することとしたい。

（論点）

- ・ 消費者物価指数の精度向上の観点から、今後どのような検討を進めていくのか、ご説明いただきたい。

以上